

事業主の
皆さまへ

「ひとり親」の就労をご支援ください 助成金制度と母子・父子福祉団体等のご紹介

母子家庭の母等や父子家庭の父（ひとり親）は、子育てと生計の維持を一人で担うため、就職をしようとした時に、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

事業主の皆さまには、助成金制度や、母子・父子福祉団体等への業務外注を活用し、ひとり親就労についてご支援いただきますようお願いいたします。

国と地方公共団体は、平成25年3月1日施行「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れるなどの協力を要請しています。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」をまとめました。

ひとり親の雇用促進にご協力ください

ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワーク^{※1}や「母子家庭等就業・自立支援センター」^{※2}に求人情報の提供をお願いします。

支援するメリット

- 就業促進を通じて、ひとり親家庭を経済的に支え、子どもの成長を育み、社会に貢献できます。
- ひとり親を雇用する事業主は、下記の助成金を活用できる場合があります。

ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金（令和5年度）

助成金の対象となる「ひとり親」は、母子家庭の母等と、児童扶養手当を受給している父子家庭の父です。詳しくは、最寄りのハローワーク^{※1}または都道府県労働局^{※3}にお問い合わせください。

■ 特定求職者雇用開発助成金

① 特定就職困難者コース

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。

② 成長分野等人材確保・育成コース

（ア）就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を、成長分野（デジタル、グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、または、（イ）就労経験のない職業に就くことを希望するひとり親を雇い入れ、人材育成を行い賃金引き上げを行う事業主に、特定就職困難者コースより高額の助成金を支給します。

		中小企業	中小企業以外
特定就職困難者コース	短時間労働者以外	60万円	50万円
	短時間労働者	40万円	30万円
成長分野等人材確保・育成コース	短時間労働者以外	90万円	75万円
	短時間労働者	60万円	45万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者を言います。

■ トライアル雇用助成金

ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人当たり月額最大5万円（最長3か月間）の助成金を支給します。

■ キャリアアップ助成金の加算

ひとり親を正社員化した事業主には、加算措置により増額した助成金を支給します。

★「特定求職者雇用開発助成金」と「トライアル雇用助成金」は併用できます。

母子・父子福祉団体等への業務発注にご協力ください

母子・父子福祉団体とは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく、ひとり親家庭と寡婦の福祉の向上を目的とした団体です。母子・父子福祉団体は、母子家庭等就業・自立支援センターの運営をはじめ、育児・子育て関連業務や講習会・セミナーの運営などの経験、スタッフともに豊富です（団体により業務内容は異なります）。

母子・父子福祉団体のほかにも、ひとり親家庭の支援を目的とした特定非営利法人（NPO）が多数あり、さまざまな事業を行っています。これらの団体への積極的な発注をお願いします。

支援するメリット

- 地元の母子・父子福祉団体等を活用することで、地域に密着した事業運営を行うことができます。
- ひとり親家庭の就業促進を通して、地域・社会に貢献できます。

母子・父子福祉団体等で行っている事業の例

全国の母子・父子福祉団体等が行う事業の例です。各団体が実施している事業内容や受注できる事業は、各都道府県・指定都市にある母子・父子福祉団体にご確認ください。

各地で実施している事業は、（一財）全国母子寡婦福祉団体協議会※⁴でも確認できます。

育児・子育て関連	託児サービス / 親子のふれあい交流 / 児童の訪問援助
講習会・セミナー・相談会の運営・開催	パソコン教室の運営・講習会 / 地域の学習教室 就職準備・離転職セミナー / 養育費相談 キャリアカウンセリング相談 / 日常生活の相談 / 法律相談
店舗・自動販売機の設置	自動販売機の設置 / 売店の管理運営 / カフェの運営
施設の運営管理	清掃 / 職員寮などの管理 / 児童館の運営管理
地域の安心確保	地域の見守り / 市民共働型の自転車利用適正化事業
事務委託	資料・パンフレットなどの封入・配送 / 会議の議事録作成
地方自治体からの受託による事業	母子家庭等就業・自立支援センターの運営 日常生活支援事業の実施 / 自立支援プログラムの策定 母子生活支援施設の運営 / 母子福祉センターの管理運営 母子家庭等就業支援講習会の実施 / 在宅就業支援 親子交流支援など

このリーフレットに関する詳しい情報・お問い合わせ先

※ 1 全国ハローワーク一覧（求人情報、助成金）

<https://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

※ 2 母子家庭等就業・自立支援センター一覧（求人情報）

ひとり親家庭に対して無料の就業相談・講習会・情報提供などを行っています。

（都道府県、政令指定都市、中核市に設置）

<https://www.cfa.go.jp/policies/hitori-oya/syuugyou-jiritsu-center/>

※ 3 都道府県労働局一覧（助成金）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

※ 4 （一財）全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページ（母子・父子団体等の事業）

<http://www.zenbo.org/network>

1



2



3



4

